



# 岡山市特定非営利活動促進法施行条例(仮称) の基本的な考え方についての ご意見の募集結果について

**ご意見募集期間** 平成23年11月14日から平成23年12月13日まで

**資料配付場所** 安全・安心ネットワーク推進室、情報公開室、区役所、支所、  
地域センター、公民館

**ご意見の提出方法** ホームページからの入力フォーム、Eメール、FAX、  
郵送又は持参

**ご意見の提出先** 岡山市安全・安心ネットワーク推進室

## ご意見の募集結果

(1) 提出者数： 14名

(2) 設問ごとの回答数

特定非営利活動の分野の追加について	2名
審査期間について	14名
その他自由意見	1名

(3) 提出方法

入力フォーム	0名	Eメール	1名
FAX	0名	郵送	13名
持参	0名		

(4) 住所

北区	9名	中区	1名
東区	1名	南区	3名

(5) 年代

10代	0件	20代	0件
30代	0件	40代	1件
50代	3件	60代	6件
70代	3件	80代以上	0件
不明	1件		

**ご意見の概要**

ご意見の概要とそれに対する本市の考え方は下表のとおりです。

ご意見の概要		本市の考え方
問 1 . 特定非営利活動分野の追加について		
	農林漁業を支援・育成していく活動 (自給自足を目指して)	ご指摘の分野は今回の法改正で新たに追加された「農山間漁村又は中山間地域の振興を図る活動」及び、従来規定されていた「経済活動の活性化を図る活動」「環境の保全を図る活動」に含まれると考えています。
	法に規定する「学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」を、「学術、文化、芸術の振興を図る活動」と「スポーツの振興を図る活動」に分割してほしい。	「学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」については、法に規定されたもので、岡山市の条例で分割した規定はできないものと考えています。
問 2 . 認証審査期間について		
A	「法で定める最長期間である『2ヶ月以内』」を選択された方 7人	選択肢での意見は大きくわかれましたが、慎重な審査を期待するとともに、効率的な事務運営が求められたものと考えます。条例の規定は審査期間を「2ヶ月以内とする。」にしたいと考えていますが、定款変更認証などは、できる限り早い認証が行えるよう努めます。
理由	<p>時期的に申請が集中することも考えられ、審査に2ヶ月程度は必要。</p> <p>法人側の準備期間も必要なため無理はない。</p> <p>設立の認証は2ヶ月でよい。</p> <p>法人としての社会的な信用を担保するためにも審査は慎重に行うべき。</p> <p>全体で4ヶ月かかるので、1ヶ月短くなるメリットがない。</p> <p>十分な審査を行い、認証者の責任は大。</p>	
B	「『1ヶ月半程度』にする。」を選択された方 2人	
理由	定款変更認証は短くても良い。	

C	「『1ヶ月程度以内』とする。」を選択された方 6人	
理由	<p>早く活動をしたいので、短縮したほうが良い。  審査に1ヶ月以上かかるとは思われたい。役所の業務は迅速化すべき。  実績を評価する方法を決め、すばやく判断してほしい。  適正なものについては早く審査してほしい。</p>	
自由意見		
	<p>認証の判断に行政とのコラボ実績等を条件にしてはどうか。</p>	<p>認証は実績判定ではなく、計画判定とされています。認定NPO法人については実績主義での認定となりますので、今後認定基準づくりにおいて参考とさせていただきます。</p>